

第 4615 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 20日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 給与と交際費の区分

Q：給与と交際費とはどのように区分したらいいのですか？

A：実態で判断しますが、次のものは交際費等を含めないこととしています。

【解説】

会社が支出する費用が、交際費に該当するかどうかは、その内容や実態をみて判断することになりますが、従業員に対して支給する次のようなものは、給与の性質を有するものとして、交際費に含めないこととしています。

① 常時給与される昼食等の費用

食事の評価額の50%以上を徴収している場合は非課税、ただし月額3,500円を超えるとときは課税

② 自社の製品、商品等を原価以下で従業員等に販売した場合の原価に達するまでの費用
使用者が役員又は使用人に対し自己の取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除く。）の値引販売をすることにより供与する経済的利益で、一定の要件のいずれにも該当する値引販売により供与するものについては、課税しなくて差し支えない。

③ 機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、その法人の業務のために使用したことが明らかでないもの

